

## 第一賠償 シルバー 掛金表 (保険料表)

ご加入できるのは、屋外広告物の年間売上高3億円以下の事業者の皆様です。

※詳細についてはp.8参照

(年間売上高とは、屋外広告物の製作および設置・取付に係る売上高のみを指します。広告目的を伴わないインテリア・内装、デザイン料、屋外広告以外の広告代理業等、保険の対象となる屋外広告物以外に係る売上高は、全体の売上高から差し引いてご申告ください)

年間売上高	基本部分 月額掛金 (保険料)	オプション部分月額掛金 (保険料)	
		オプションA	オプションB
500万円以下	1,720円 (1,270円)	150円 (120円)	400円 (340円)
1,000万円以下	1,830円 (1,400円)	200円 (160円)	500円 (420円)
1,500万円以下	2,300円 (1,940円)	220円 (200円)	690円 (570円)
2,000万円以下	3,000円 (2,680円)	300円 (270円)	920円 (760円)
2,500万円以下	3,640円 (3,370円)	370円 (330円)	1,200円 (950円)
3,000万円以下	4,340円 (4,120円)	440円 (400円)	1,400円 (1,130円)
3,500万円以下	5,410円 (5,090円)	520円 (470円)	1,600円 (1,320円)
4,000万円以下	6,000円 (5,720円)	600円 (540円)	1,900円 (1,510円)
4,500万円以下	6,740円 (6,460円)	660円 (600円)	2,100円 (1,700円)
5,000万円以下	7,440円 (7,200円)	740円 (670円)	2,300円 (1,890円)
6,000万円以下	9,320円 (8,570円)	880円 (800円)	2,800円 (2,270円)
7,000万円以下	10,600円 (9,940円)	1,100円 (940円)	3,200円 (2,650円)
8,000万円以下	11,760円 (11,180円)	1,200円 (1,070円)	3,700円 (3,030円)
9,000万円以下	13,040円 (12,550円)	1,400円 (1,200円)	4,100円 (3,400円)
1.0億円以下	14,420円 (13,920円)	1,500円 (1,340円)	4,600円 (3,780円)
1.1億円以下	16,180円 (15,160円)	1,700円 (1,470円)	5,000円 (4,160円)
1.2億円以下	17,340円 (16,400円)	1,800円 (1,600円)	5,500円 (4,540円)
1.3億円以下	18,500円 (17,640円)	2,000円 (1,740円)	6,000円 (4,920円)
1.4億円以下	19,660円 (18,880円)	2,100円 (1,870円)	6,400円 (5,290円)
1.5億円以下	20,930円 (20,130円)	2,300円 (2,010円)	6,900円 (5,670円)
1.6億円以下	21,360円 (20,370円)	2,400円 (2,140円)	7,300円 (6,050円)
1.8億円以下	23,560円 (22,720円)	2,700円 (2,410円)	8,200円 (6,810円)
2.0億円以下	25,770円 (25,090円)	3,000円 (2,670円)	9,100円 (7,560円)
2.2億円以下	27,780円 (26,700円)	3,300円 (2,940円)	10,000円 (8,320円)
2.4億円以下	29,410円 (28,440円)	3,600円 (3,210円)	11,000円 (9,070円)
2.6億円以下	31,040円 (30,180円)	3,900円 (3,480円)	12,000円 (9,830円)
2.8億円以下	32,660円 (31,920円)	4,200円 (3,740円)	13,000円 (10,590円)
3.0億円以下	34,170円 (33,530円)	4,500円 (4,010円)	14,000円 (11,340円)

●括弧内の数字は、掛金のうちの保険料です。(掛金は制度運営費を含みます。)

●「年間売上高」とは、屋外広告物の製作および設置・取付に係る売上高のみを指します。広告目的を伴わないインテリア・内装、デザイン料、屋外広告以外の広告代理業等、保険の対象となる屋外広告物以外に係る売上高は、全体の売上高から差し引いてご申告ください。加入や更新に際して掛金を確定するにあたり、「最近の会計年度の売上高(保険料算出基礎数字)」を確認できる客観的資料をご提出いただきますのでご了承ください。(該当資料がない場合には、団体窓口や取扱代理店にご相談ください。)

ご申告いただいた売上高が実際の数字に不足していた場合、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減することとなりますので、ご注意ください。